

富山県奨学資金貸与条例

〔平成7年3月17日〕
富山県条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、優れた学生及び生徒であつて経済的理由により修学に困難があるものに対して、修学上必要な資金を貸与することにより、有為な人材の育成を図るとともに、富山県における学術の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下「高等学校」という。）、大学（大学院を除き、同法に規定する大学以外のもので知事が別に定めるものを含む。次条第4項を除き、以下「大学」という。）及び高等専門学校（以下「高等専門学校」という。）並びに同法第124条に規定する専修学校（以下「専修学校」という。）に置かれる修業年限2年以上の高等課程及び専門課程をいう。

2 この条例において「大学院」とは、学校教育法第97条又は第103条の規定により設置される大学院に置かれる修士課程、前期2年の博士課程、後期3年の博士課程及び区分を設けない博士課程をいう。

(奨学資金の貸与)

第3条 知事は、優れた学生及び生徒であつて経済的理由により修学に困難があるものに対し、富山県奨学資金（以下「奨学資金」という。）を貸与することができる。

2 奨学資金は、一般奨学資金及び大学院奨学資金とする。

3 一般奨学資金は、学校等に在学する者のうち次の要件を満たす者に対し貸与する奨学資金とする。

(1) 保護者等（親権を行う者、未成年後見人その他これらに準ずる者と知事が認める者をいう。以下同じ。）が県内に住所を有すること。

(2) 独立行政法人日本学生支援機構の学資貸与金（独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する学資貸与金又は同法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第15条の規定による廃止前の日本育英会法（昭和59年法律第64号）第22条第1項に規定する学資金をいう。以下同じ。）の貸与を受ける者でないこと。ただし、経済的理由により著しく修学に困難があると知事が認める者にあつては、この限りでない。

4 大学院奨学資金は、県内の大学院に在学する者のうち次の要件を満たす者に対し貸与する奨学資金とする。

(1) 県内に住所を有すること。

(2) 当該大学院を設置する大学の学長による独立行政法人日本学生支援機構の学資貸与金の貸与を受けるための推薦を受けた者で、貸与を受けることとならなかったものであること。

(貸与額等)

第4条 奨学資金の貸与の額は、別表のとおりとし、貸与の開始の月から当該学校等を卒業する日又は当該大学院を修了する日の属する月までの間、貸与するものとする。ただし、奨学資金の貸与の期間は、貸与を受けた月数を通算して、一般奨学資金にあつては当該学校等の修業年

限に、大学院奨学資金にあつては当該大学院の標準修業年限に相当する期間を超えることができない。

2 貸与する奨学資金には、利息を付さない。

(保証人)

第5条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、奨学資金の貸与を受けた者と連帯して奨学資金の返還の債務を負担するものとする。

(貸与の取消し)

第6条 知事は、一般奨学資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該一般奨学資金の貸与を取り消すものとする。

(1) 退学したとき。

(2) 学業成績が著しく不良となり、卒業の見込みがなくなつたと認められるとき。

(3) 保護者等が県内に住所を有しなくなつたとき。

(4) 第3条第3項第2号ただし書の場合を除くほか、独立行政法人日本学生支援機構の学資貸与金の貸与を受けることとなつたとき。

(5) 心身の故障により修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。

(6) 奨学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(7) 死亡したとき。

(8) その他奨学資金の貸与が適当でない認められるとき。

2 知事は、大学院奨学資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該大学院奨学資金の貸与を取り消すものとする。

(1) 県内に住所を有しなくなつたとき。

(2) 経済的理由により修学に困難がある者とは認められなくなつたとき。

(3) 独立行政法人日本学生支援機構の学資貸与金の貸与を受けることとなつたとき。

(4) 前項各号(第2号から第4号までを除く。)のいずれかに該当するとき。

(貸与の停止等)

第7条 知事は、一般奨学資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、奨学資金の貸与を行わないものとする。

(1) 休学し、又は停学の処分を受けたとき 休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの期間

(2) 同一の学年の課程を再履修するとき、その他奨学資金の貸与を継続することが適当でない認められる事由が発生したとき その事由が発生した日の属する月の翌月からその事由がやんだ日の属する月までの期間

2 知事は、大学院奨学資金の貸与を受けている者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの期間、奨学資金の貸与を行わないものとする。

3 知事は、奨学資金の貸与を受けている者が正当な理由がなくて第12条に規定する書類を提出しない場合には、奨学資金の貸与を一時保留することができる。

(理由の提示)

第7条の2 知事は、第6条又は前条第1項若しくは第2項の規定により奨学資金の貸与を取り消し、又は停止するときは、当該奨学資金の貸与を受けている者に対してその理由を示さなければならない。

(返還)

第8条 奨学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、貸与を受けた奨学資金を返還しなければならない。

- (1) 第6条の規定により奨学資金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 当該学校等を卒業し、又は当該大学院を修了したとき。

(返還の猶予)

第9条 知事は、奨学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、奨学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 第6条の規定により奨学資金の貸与を取り消された後、引き続き当該学校等又は当該大学院に在学しているとき。
- (2) 当該学校等を卒業し、又は当該大学院を修了した後、更に他の学校等、大学院その他規則で定めるものに在学しているとき。
- (3) 災害、病気、負傷その他やむを得ない事由があると認められるとき。

(返還の免除)

第10条 知事は、奨学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 心身の故障により奨学資金を返還することが困難になったと認められるとき。

(延滞利息)

第11条 奨学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて奨学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年7.3パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(書類の提出)

第12条 奨学資金の貸与を受けている者は、規則で定める書類を知事に提出しなければならない。

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(貸与額等の特例)

- 2 平成21年4月1日から平成27年3月31日までの間において保護者等の失業その他の経済的理由により著しく修学に困難がある者（高等学校又は専修学校に置かれる修業年限2年以上の高等課程に在学する者に限る。）であって知事が別に定めるものに該当する者に対する一般奨学資金の貸与の額は、第4条第1項の規定にかかわらず、次の表のとおりとし、貸与の開始の月からその月の属する年度（当該経済的理由が当該年度の翌年度においても継続していると認められるときは、当該年度の翌年度）の末日の属する月（貸与の開始の月が平成26年度に属す

る月であるときは、平成 27 年 3 月) までの間、貸与するものとする。

区分		貸与の額	
高等学校	地方公共団体及び国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）が設置する高等学校	自宅通学のとき	月額 23,000 円
		自宅外通学のとき	月額 28,000 円
	私立の高等学校	自宅通学のとき	月額 35,000 円
		自宅外通学のとき	月額 40,000 円
専修学校	国、地方公共団体及び国立大学法人が設置する専修学校（高等課程に限る。）	自宅通学のとき	月額 23,000 円
		自宅外通学のとき	月額 28,000 円
	私立の専修学校（高等課程に限る。）	自宅通学のとき	月額 35,000 円
		自宅外通学のとき	月額 40,000 円

備考

- 1 「自宅通学のとき」とは、その者の生計を維持する者と同居するとき、又はこれに準ずると認められるときをいう。
- 2 「自宅外通学のとき」とは、自宅通学のとき以外のときをいう。
- 3 前項の規定により貸与を受ける者であって、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 2 条第 2 項及び第 3 項の市町村を定める政令（平成 23 年政令第 127 号）第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する市町村の区域において、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災による被害を受けたものに対する当該一般奨学資金の貸与の期間は、前項の規定にかかわらず、貸与の開始の月から高等学校若しくは専修学校を卒業する日の属する月又は平成 27 年 3 月のいずれか早い月までの間とする。

別表（第4条関係）

区分				貸与の額	
一般奨学資金	高等学校	地方公共団体及び国立 大学法人が設置する高 等学校		自宅通学の とき	月額 18,000 円
				自宅外通学 のとき	月額 23,000 円
		私立の高等学校		自宅通学の とき	月額 30,000 円
				自宅外通学 のとき	月額 35,000 円
	大学		自宅通学の とき	月額 45,000 円	
			自宅外通学 のとき	月額 51,000 円	
	高等専門学校	第1学年から第3学年まで			月額 18,000 円
		第4学年及び第5学年（専攻科を含 む。）			月額 44,000 円
	専修学校	国、地方公 共団体及び 国立大学法 人が設置す る専修学校	高等課程	自宅通学の とき	月額 18,000 円
				自宅外通学 のとき	月額 23,000 円
			専門課程		月額 44,000 円
		私立の専修 学校	高等課程	自宅通学の とき	月額 30,000 円
自宅外通学 のとき				月額 35,000 円	
専門課程			月額 44,000 円		
大学院奨学資金	大学院	修士課程及び前期2年の博士課程		月額 88,000 円	
		後期3年の博士課程及び医学を履修す る博士課程		月額 122,000 円	

備考

- 1 「自宅通学のとき」とは、その者の生計を維持する者と同居するとき、又はこれに準ずると認められるときをいう。
- 2 「自宅外通学のとき」とは、自宅通学のとき以外のときをいう。

富山県奨学資金貸与条例施行規則

〔平成7年3月31日〕
富山県規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県奨学資金貸与条例（平成7年富山県条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与申請)

第2条 奨学資金の貸与を受けようとする者（次条第3項の貸与予定者を除く。以下「申請者」という。）は、奨学資金貸与申請書（様式第1号）に学校（申請者が在学する学校等又は申請者が在学する大学院を設置する大学をいう。）の長の推薦書（様式第2号）を添えて、当該学校の長を経由して別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 前項の場合において、申請者が大学又は専修学校専門課程に入学した年度に申請しようとする者であるときは、同項中「学校（申請者が在学する学校等又は申請者が在学する大学院を設置する大学をいう。）」とあるのは「大学又は専修学校専門課程に入学する直前に在学した学校等」と、「当該学校」とあるのは「当該学校等」とする。

(貸与の予約等)

第3条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）の第3学年（義務教育学校にあっては、第9学年）に在学する者で、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）又は専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）に入学した年度に奨学資金の貸与を受けようとするもの（以下「予約申請者」という。）は、奨学資金貸与予約申請書（様式第3号）に当該中学校の長（以下「中学校長」という。）の推薦書（様式第2号）を添えて、当該中学校長を経由して別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 知事は、予約申請者について、奨学資金の貸与を予定する者の選考を行い、その結果を中学校長を経由して予約申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により奨学資金の貸与を予定する旨の通知を受けた予約申請者（以下「貸与予定者」という。）は、高等学校等に入学した後、前条第1項の奨学資金貸与申請書に当該通知を受けた旨を付記し、当該高等学校等の長の推薦書（様式第2号）を添えて、当該高等学校等の長を経由して別に定める日までに知事に提出するものとする。

(貸与決定等)

第4条 奨学資金の貸与を受ける者の選考は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類の審査によって行うものとする。

(1) 申請者 第2条第1項の規定により提出された書類

(2) 貸与予定者 前条第3項の規定により提出された書類

2 知事は、奨学資金の貸与を受ける者の選考を行ったときは、その結果を学校長（申請者が在学する学校等の長若しくは申請者が在学する大学院を設置する大学の長又は貸与予定者が在学する高等学校等の長をいう。以下同じ。）を経由して申請者又は貸与予定者に通知するものとする。

3 申請者又は貸与予定者は、前項の規定による奨学資金の貸与を決定した旨の通知を受けたときは、学校長を経由して通知を受けた日から30日以内に誓約書（様式第4号）を知事に提出す

るものとする。

(貸与)

第5条 奨学資金は、毎月貸与する。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(保証人)

第6条 条例第5条第1項の規定により申請者又は貸与予定者が立てなければならない保証人は、2人とする。

2 前項の保証人は、奨学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担する能力を有する者であつて、そのうち1人は申請者又は貸与予定者と生計を別にする者とする。

(借用証書等)

第7条 奨学資金の貸与を受けている者（以下「奨学生」という。）は、当該学校等を卒業し、又は当該大学院を修了するときにあつてはその卒業又は修了の日までに、奨学資金の貸与を取り消されたときにあつては直ちに保証人と連署した奨学資金借用証書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

2 保証人は、奨学生が死亡したときは、直ちに奨学資金借用証書を知事に提出するものとする。

(返還期間)

第8条 奨学資金の返還は、返還の事由が生じた日の属する月の翌月から6月の据置き期間を含めて、一般奨学資金にあつては10年6月以内に、大学院奨学資金にあつては20年6月の範囲内で知事が定める期間内に、年賦又は半年賦の均等払により行うものとする。

(返還の猶予)

第9条 条例第9条の規定により返還の猶予を受けようとする者は、奨学資金返還猶予申請書（様式第6号）を知事に提出するものとする。

2 条例第9条第2号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法第125条に規定する専修学校に置かれる一般課程並びに修業年限2年未満の高等課程及び専門課程
- (2) 学校教育法第134条に規定する各種学校で修業年限1年以上のもの
- (3) 大学又は大学院に相当する外国の教育機関
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項第2号に規定する職業能力開発短期大学校、同項第3号に規定する職業能力開発大学校及び同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校
- (5) 独立行政法人水産大学校
- (6) 独立行政法人海員学校
- (7) 独立行政法人航空大学校
- (8) その他知事が特に認めるもの

(返還免除の申請)

第10条 条例第10条の規定により返還の免除を受けようとする者は、奨学資金返還免除申請書（様式第7号）を知事に提出するものとする。

(届出)

第11条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、学校長を経由して直ちに知事に届け出るものとする。ただし、当該奨学生が心身の故障その他やむを得ない理由により自ら届出をすることができないときは、その保証人が届け出るものとする。

- (1) 奨学生又は保証人の氏名、住所、職業その他これらに準ずる重要な事項に変更があったとき。
 - (2) 保証人が死亡し、又は破産手続開始の決定を受け、その他保証人として適当でない事由が生じたとき。
 - (3) 退学し、又は転学したとき。
 - (4) 休学し、又は復学したとき。
 - (5) 退学又は停学の処分を受けたとき。
 - (6) 独立行政法人日本学生支援機構の学資貸与金の貸与を受けることとなったとき。
 - (7) 心身の故障により修学を継続することが困難となったとき。
 - (8) 奨学資金の貸与を受けることを辞退するとき。
- 2 奨学生であった者で奨学資金の返還を完了していないものは、前項第1号、第2号、第3号又は第5号に該当したときは、直ちに知事に届け出るものとする。
- 3 保証人は、奨学生が死亡し、又は奨学生であった者が奨学資金の返還を完了する前に死亡したときは、直ちに知事に届け出るものとする。

(書類の提出)

第12条 条例第12条の規則で定める書類は、学業成績証明書とし、学校長を経由して毎年4月15日までに提出するものとする。

(委任)

第13条 この規則で定めるもののほか、奨学資金の貸与に関し必要な事項は、知事が定める。

(様式省略)